【規程番号　神女大Ｖ－005】

他学科科目受講についての細則

１．（目的）

神戸女子大学学則第 24 条に定めるもののほか、全学開放科目（オープン科目）以外の他学科授業科目の受講について必要な事項を定める。

２．（手続き）

（1）他学科授業科目の受講を希望する者は、所定の受講申請書を提出しなければならない。

（2）受講申請書は各学期の所定の期日までに教務課に届けること。

（3）受講希望科目は担当教員の承認に基づき許可する。

３．（受講の限度）

（1）受講単位の上限は 32 単位までとする。

（2）ただし、所属学科において該当時間割に指定する科目は、原則として他学科指定の同一科目と振替受講はできない。

４．（単位の認定）

単位は「共通教養科目又は専門科目」として 22 単位以内を卒業単位として認める。他は自由単位とする。

５．（改廃）

この細則の改廃は、部局長等会議の意見を聴き学長が行う。

附　則

この細則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

1　この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2　ただし、全学開放科目（オープン科目）の定めについては、平成 20 年度入学生から適用する。

附　則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附　則

この細則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。